富山市環境報告書【第2部】

平成30年度版

(「第3期富山市地球温暖化防止実行計画」進捗状況 及び「富山市環境マネジメントシステム」運用実績)

富山市環境部環境政策課

富山市環境報告書 第2部 目次

| ♦ | 第2部 | 阝「第3期富山市地球温暖化防止実行計画」進捗状況及び「 | 「富山市理 | 環境マ | ネジノ | レン | h 3 | ノス | 、テ | ム」 |
|----------|------------------|---|-------|-----|-----|----|------------|----|----|------|
| | 運用実 | に続について | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 1 | 「富山 | 」市地球温暖化防止実行計画」について | | | | | | | | |
| | •「富 _l | 山市地球温暖化防止実行計画」の概要・目的等・・・・・ | | | | | • | • | | · 1 |
| | •「富 _l | 山市地球温暖化防止実行計画」の進捗状況 | | | | | | | | |
| | 項目 | 1 エコオフィスに係る取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | | • | • | | 2 |
| | 項目 | 12 温室効果ガス排出原因活動実績 ・・・・・・・・・ | | | | | • | • | | 3 |
| | 項目 | 3 新エネルギー・低公害車導入状況 ・・・・・・・ | | | | | • | • | | 8 |
| | | | | | | | | | | |
| (| 参考) | 「富山市環境マネジメントシステム」について | | | | | | | | |
| | 1 | 運用の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | | • | • | | 10 |
| | 2 | システムの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | | • | | | 10 |
| | 3 | 亚成 20 年度の宝績宝績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | | | | | . 12 |

1「第3期富山市地球温暖化防止実行計画」について

1 実行計画の概要・目的

- ① 実行計画は、地球温暖化対策推進法第21条に基づく事務事業編として、全ての市町村に策定と公表が義務付けられており、富山市が実施している事務・事業に関し「温室効果ガスの排出量の削減」等に取り組むための計画です。
- ② 市自らが事業者・消費者として、職員全員の参加で地球温暖化防止に向けた取組を計画的に 実行することにより、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出を抑制し、市全体における温 室効果ガスの排出量の実質的な削減に寄与します。
- ③ 市が実行計画を策定し、市民・事業者の模範となって具体的な取組みを率先して行うことで 市全域における温室効果ガスの排出量の削減への機運を高めます。

2 期間・基準年度

・この実行計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの、5年間です。

また、温室効果ガス総排出量の基準年は、平成26年度とします。

3 対象

- ・本市の行政機構(本庁、行政サービスセンター、出先機関)において行う事務事業
- ・外部への委託等により実施する事務事業については、計画の対象としませんが、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

4 目標

- ・市のすべての事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量を平成32年度までに基準年度比で<u>6%</u> <u>の削減</u>を目標とします。
- ・温室効果ガスの排出抑制、環境負荷の低減のために電気、燃料等各種使用量、廃棄物排出量を基準年度の実績値の1%を毎年削減することを目指します。

「第3期富山市地球温暖化防止実行計画」の進捗状況

項目1 エコオフィスに係る取組(エコオフィスチェック)

- ・本庁舎、行政サービスセンター庁舎、環境センター庁舎、消防局本庁舎内の所属を対象に行って いる取り組みです。
- ・電気使用量、公用車燃料使用量、水道使用量、紙類使用量、廃棄物排出量の削減について、各所 属の職員が自己評価(5点満点)を四半期ごとに行っています。

●実施結果(平成29年度)

5

省資源・省エネルギーの推進(各種使用量の削減)

| | 項目 | 4~6月 | 7~9月 | 10~12月 | 1~3月 | 年平均 |
|---------------|--|------|------|--------|------|------|
| | 不要時・不要場所、退室・退庁時の消灯徹底 | 4. 9 | 4. 9 | 4.9 | 4. 9 | 4. 9 |
| | 外出時、長時間離席時は OA 機器の電源を切る | 4. 0 | 4. 1 | 4. 1 | 4. 2 | 4. 1 |
| 電気 | 時間外勤務や休日勤務の削減(ノー残業デーの徹底) | 4. 5 | 4. 5 | 4.6 | 4. 6 | 4. 5 |
| > (| 直近の上下1~3階の移動には階段を使う | 4. 8 | 4. 9 | 4.9 | 4. 9 | 4. 9 |
| | 18 時に機器の電源を全て切り、その後は必要な機器のみ電源を入れる(業務に支障のない範囲で) | 4. 4 | 4. 5 | 4.5 | 4.6 | 4. 5 |
| | 徒歩や自転車、公共交通機関を利用(公用車の使用抑制) | 4. 4 | 4. 5 | 4. 5 | 4. 5 | 4. 5 |
| ,k# | 公用車の相乗り及び計画的運行 | 4. 7 | 4. 6 | 4. 7 | 4. 7 | 4. 7 |
| 燃料 | エコドライブ(アイドリングストップや急加速・急停止の自粛等)を実践する | 4.8 | 4. 7 | 4. 7 | 4.8 | 4.8 |
| | ブラインドを効率的に利用して、室内温度を調整する | 4. 7 | 4. 6 | 4.6 | 4. 7 | 4. 7 |
| | 空調設備の吹き出し口に物を置かない | 4. 9 | 4. 9 | 4.9 | 4. 9 | 4. 9 |
| 水道 | 水を流しっぱなしにしない | 4. 9 | 4. 9 | 4.9 | 4. 9 | 4. 9 |
| 坦 | 石けんや洗剤等を使いすぎない | 4. 9 | 4. 9 | 4.9 | 4. 9 | 4. 9 |
| | 資料作成の削減(資料の簡素化・ペーパーレス化、プリントアウト削減) | 4. 0 | 4.0 | 4. 1 | 4. 2 | 4. 1 |
| 紙類 | 両面コピーや裏面利用の徹底 | 4. 2 | 4. 2 | 4. 2 | 4. 3 | 4. 3 |
| | ミスコピーの防止(コピー部数・設定確認、コピー機リセット) | 4. 2 | 4. 2 | 4.3 | 4. 3 | 4. 2 |
| | 使用済封筒の再利用 | 4.8 | 4.8 | 4.8 | 4.8 | 4.8 |

Ⅱ 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

| ごみの分別の徹底(可燃、不燃、プラ、缶・ビン、ペットボトル) | 4. 7 | 4. 7 | 4.8 | 4.8 | 4.8 |
|--|------|------|-----|------|------|
| 紙類の分別排出徹底(新聞、段ボール、コピー用紙、雑誌等) | 4. 7 | 4. 7 | 4.8 | 4.8 | 4.8 |
| 詰替え可能な製品や簡易包装を選択する(使い捨て製品や過剰包装の購入を控える) | 4. 6 | 4. 7 | 4.8 | 4.8 | 4. 7 |
| マイバッグ、マイ箸、マイ水筒を使用する | 4. 4 | 4. 5 | 4.5 | 4. 6 | 4. 5 |
| 備品等の長期使用、再使用を心掛ける | 4.8 | 4. 9 | 4.9 | 4. 9 | 4. 9 |

《評価基準》5:確実に実行している(90%以上)

4:ほぼ実行している(70%以上) 2: あまり実行していない (30%以上)

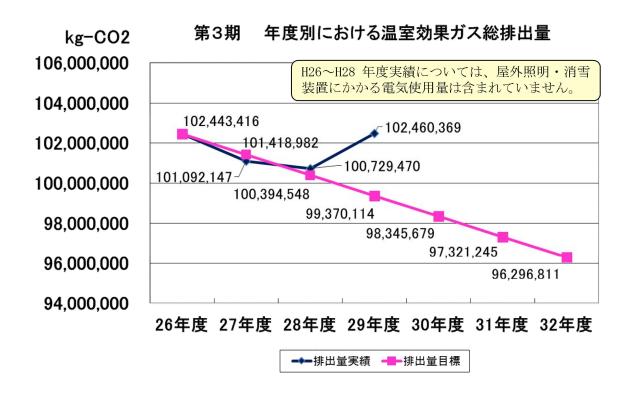
3:ときどき実行している(50%以上)

1:ほとんど実行していない(10%以上) 0:実行していない

項目 2 温室効果ガス排出原因活動実績(各種使用量の把握)

- ・全部局を対象に温室効果ガスの排出原因となる、各種エネルギー使用量や活動実績を把握しています。
- ・第3期地球温暖化防止実行計画では、温室効果ガス総排出量のほか、電気や燃料等各種エネルギー使用量、廃棄物排出量を基準年度(平成26年度)比で6%削減を目標に掲げています。

●温室効果ガス総排出量(全部局)



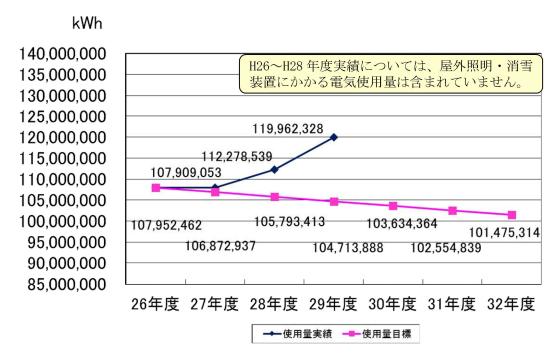
富山市の実施する事務事業から排出された平成29年度の温室効果ガス総排出量は、102,460,369kg-C02であり、基準年度(H26比)で16,953kg(0.017%)増加、前年度比(H28比)では1,730,899kg-C02(1.7%)の増加となりました。

増加の要因として、昨年度は厳冬の影響もあって、電気、灯油、LP ガスの使用量が増加したことが考えられます。

また、これまで温室効果ガス排出量の算定対象に含めていなかった、市道に設置された道路 照明等の屋外照明及び道路付属物の消雪装置にかかる電気使用量について、環境省の算定マニュアルを踏まえ、平成29年度から新たに算定対象としたことも増加要因の一つとなっています。

●電気使用量(全部局)

電気使用量(全部局)

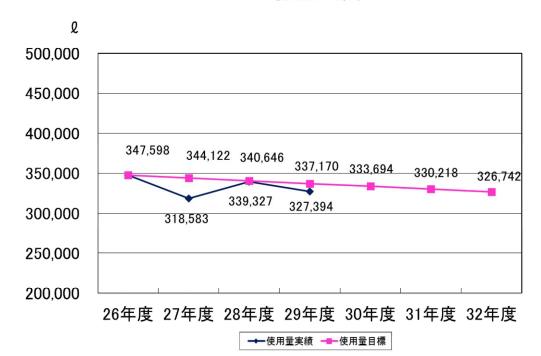


平成29年度の電気使用量は、基準年度 (H26) 比で12,009,866kWh(11.1%)増加、前年度 (H28) 比では7,683,789kWh(6.8%)増加となりました。

※増加の主な要因は、温室効果ガス総排出量(P.3)に記載のとおりです。

●ガソリン使用量 (全部局)

ガソリン使用量(全部局)



平成29年度のガソリン使用量は、基準年度(H26)比で20,2040(5.8%)減少、前年度(H28) 比では11,9330(3.5%)減少し、目標値を達成しています。

●軽油使用量(全部局)

軽油使用量(全部局)



平成29年度の軽油使用量は、基準年度(H26)比で18,800ℓ(2.9%)減少、前年度(H29) 比では65,853ℓ(9.6%)の減少となりました。

灯油使用量(全部局)





平成29年度の灯油使用量は、基準年度(H26)比で52,448ℓ(1.4%)増加、前年度比で238,819ℓ(6.8%)の増加となりました。

※増加の主な要因は、温室効果ガス総排出量(P.3)に記載のとおりです。

●都市ガス使用量(全部局)

都市ガス使用量(全部局)



平成29年度の都市ガス使用量は、基準年度(H26)比で 163,096 m^3 (9.6%)増加、前年度 (H28) 比で13,398 m^3 (0.7%)と減少となりました。

●LPG 使用量(全部局)

LPガス使用量(全部局)

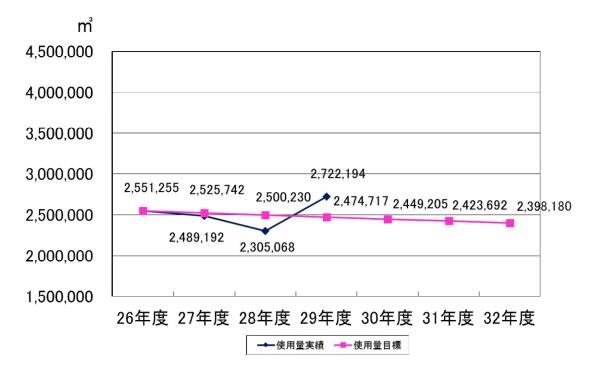


平成29年度のLPG使用量は、基準年度(H26)比で181,137 kg (23.0%) 増加、前年度 (H28) 比で82,187 kg (9.3%) 増加となりました。

※増加の主な要因は、温室効果ガス総排出量(P.3)に記載のとおりです。

●水使用量(全部局)

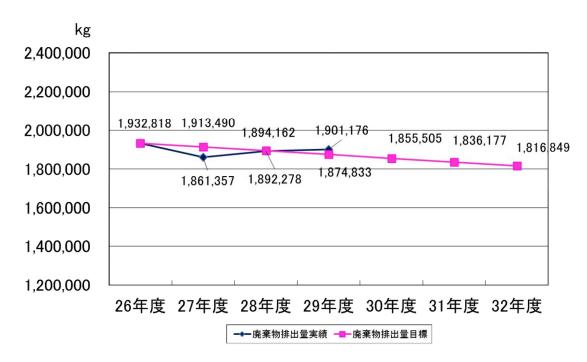
水使用量(全部局)



平成29年度の水使用量は、基準年度 (H26) 比で170,939 m^3 (6.7%)増加、前年度 (H29) 比で417,126 m^3 (18.1%)増加となりました。

●廃棄物排出量(全部局)

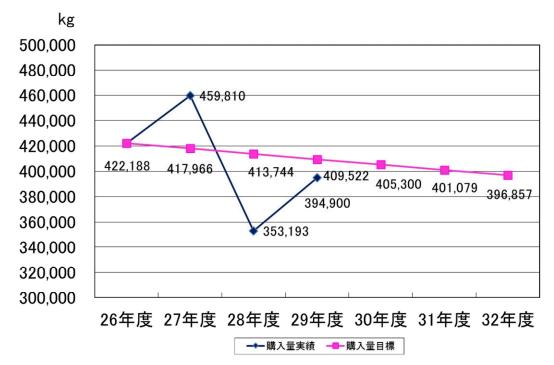
廃棄物排出量(全部局)



平成29年度の廃棄物排出量は、基準年度 (H26) 比で31,642kg (1.6%)減少、前年度 (H29) 比で、8,898kg (0.5%) の増加となりました。

●紙資源購入量(全部局)

紙資源購入量(全部局)



平成29年度の紙資源購入量は、基準年度比で27,288kg(6.5%)減少、前年度比で41,707kg(11.8%)増加しましたが、目標を達成しています。

項目3 新エネルギー・低公害車導入状況

・全部局を対象に、新エネルギーと低公害車の導入状況を把握しています。

●新エネルギー及び低公害車導入状況(平成29年度実績)

| 区 分 | 主体 | 導入施設名 | 設備概要 | 導入年月 | 利用目的 |
|------------------------|------------|-----------------|----------------------|----------|---------------|
| 太陽光発電 | 富山市(環境政策課) | 豊田公民館 | 5.5kW | 平成29年10月 | 施設利用 |
| 太陽光発電 | 富山市(環境政策課) | 豊田公民館 駐車場 | 0.52kW | 平成29年10月 | 街区公園の 夜間街灯 |
| マイクロコージェネ レーションシステム | 富山市(環境政策課) | 豊田公民館 | 5kW | 平成29年10月 | 施設利用 |
| 蓄電池 | 富山市(環境政策課) | 豊田公民館 | 8.7kW | 平成29年10月 | 施設利用 |
| 地中熱 | 富山市(環境政策課) | 営農サポート センター | 5kW | 平成30年3月 | 冷暖房 |
| 電気自動車 | 富山市(環境政策課) | 本庁、地区セ ンターほか | 日産 e-NV200 (30 台) | 平成29年7月 | 公用車 |

(参考) 富山市環境マネジメントシステム 運用実績

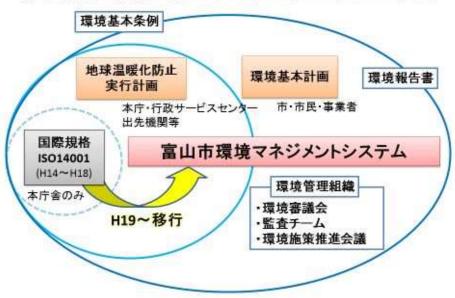
「富山市環境マネジメントシステム」について

1 運用の趣旨

本市では、環境に関する最上位計画となる「環境基本計画」及び事務事業から排出される温 室効果ガスの削減に向けた取組を推進する「地球温暖化防止実行計画」を策定しています。

これらの計画を効率的・効果的に運用管理していくため、平成19年度から独自の環境マネジメントシステムを構築し、環境施策の総合的かつ計画的な推進と市の事務事業の実施による環境負荷の低減を図っています。

◆富山市環境マネジメントシステムのイメージ図



2 システムの概要

1 対象範囲

原則として全庁の全組織を対象としています。ただし、一部対象としていない管理対象項目があります。

2 環境方針

環境方針を定め、職員及び常駐する委託業者等に周知します。

3 組 織

環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るための庁内組織として設置している<u>富山市環境</u>施策推進会議に事務局である環境政策課が計画の進捗状況を報告し、連絡調整を行っています。また、事務局は計画の進捗状況を、環境施策の実施状況や環境に関する調査及び審議を行うため設置されている富山市環境審議会に報告し、意見や提言を受けます。

4 管理対象項目

富山市環境マネジメントシステムにより管理する項目は、次のとおりです。

| | 本庁舎・行政サービスセンタ ー・ 管理対象項目 環境センター庁舎・消防局本庁 舎 | | 左記以外 の所属 | 測定・実施サイクル等 | (参考) 環境 報告書 |
|------|--|-------|-------------|------------|-------------------|
| | 境基本計画に位置づけ れた指標・目標 | 該当所属 | | 年1回報告 | 第1部 に掲載 |
| 地球 | 以り旭か(五川 中然 | 年4回報告 | 対象外 | 年4回報告 | |
| 温暖化 | 使用里(电×1、ルク、 | 年4回報告 | 対象外 | 年4回報告 | 第2部 |
| 防止実行 | | 年1回報告 | | 年1回報告 | に掲載 |
| 計画画 | | 年1回報告 | | 年1回報告 | |

5 その他の取り組み

その他、環境マネジメントシステムに含まれる取り組みについては以下のとおりです。

① 環境関連法等の遵守(年1回) <mark>庁舎管理所属対象</mark>

市が事業者として規制を受ける環境関連法の法律・条例、協定、覚書等を把握します。

② マネジメントシステム研修 (年1回) 全所属対象

システムに関する職員の知識及び技能、職員の環境に対する意識の向上を図るため、必要な研修を実施します。

③ 環境監査(年1回)全所属対象

外部専門委員と市職員で構成する監査チームによる監査を実施し、システムの運用状況の確認及びシステムの向上を目指します。

平成 29 年度の運用実績 (その他の取組み)

① 環境関連法等の遵守について

3

(1)環境関連法等の遵守状況について(平成29年度)

| 項目 | 管財課 | 消防局 | 環境セ | 大沢野 | 大 山 | 八尾 | 婦 中 | 山 田 | 細 入 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|---------|-----|-----|
| ①大気汚染防止法 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| ②騒音規制法 | _ | | | | | | | | |
| ③富山県地下水の採取に関する | 0 | 0 | | | | | × | | |
| 条例 | O | | | | | | | | |
| ④水質汚濁防止法 | _ | _ | | _ | _ | | _ | _ | _ |
| ⑤富山市廃棄物の減量及び適正 | | | | 0 | | | \circ | | |
| 処理等に関する条例 | O | | | 0 | | | | | |
| ⑥廃棄物の処理及び清掃に関す | | 0 | | 0 | | | \cap | | |
| る法律 | O |) | | O | 0 |) | | | |
| ⑦電気事業法 | 0 | × | × | × | 0 | 0 | 0 | 0 | × |
| 8富山県公害防止条例 | | | | | | | | | _ |
| ⑨水道法 | 0 | 0 | | 0 | 0 | × | 0 | | |
| ⑩高圧ガス保安法 | | | | | | 0 | | | |
| ⑪消防法(危険物貯蔵施設) | 0 | 0 | | 0 | 0 | | 0 | | |
| ⑫消防法(消防用施設等) | 0 | × | × | × | × | × | × | 0 | 0 |
| ⑬富山市火災予防条例 | | | | | | | | _ | _ |
| ④労働安全衛生法 | 0 | | | | | 0 | | | |
| ⑤特定家庭用機器再商品化法 | | _ | _ | _ | _ | - | _ | _ | _ |
| ⑥フロン類の使用の合法化及び | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | |
| 管理の適正化に関する法律 | | | | | | | | | |

^{※ ○:}基準を遵守している ×:不備あり -:監視測定不要

(2) 不備ありの項目について

「不備あり」の項目の内容及び今後の是正見込みは以下のとおりです。

| 所管施設 | 項 | 内容 | 今後の是正見込み |
|-------------|------|----------------------------------|----------------|
| //I E //EIX | 田 | 1 171 | 7 及 7 是 正 |
| | (7) | ・引込み CVT ケーブルの経年劣化よる絶縁不良の恐れ | 修繕予定 |
| 沙水吐巨 | 0 | ・高圧コンデンサの経年劣化よる絶縁不良の恐れ | |
| 消防局 | (19) | (1) 屋内消火栓設備:ボールタップ動作不良、補給水槽逆止弁不良 | (1) H30.3 月修繕済 |
| | 12 | (2) 誘導灯:蓄電池容量不足 | (2) 計画的に修繕実施 |
| 環境 | 7 | ・引込み用 CA ケーブルの経年劣化 | 修繕予定 |
| センター | 12 | ·制御盤內非常用蓄電池容量不足 | H29 年度修繕済 |
| 大沢野行政サー | 7 | ・直流電源装置バッテリー触媒栓が経年劣化により能力低下 | H29.6月改修済 |
| ビスセンター | 12 | ・誘導灯不良 | H29.10 月改修済 |

| 十山⁄与政社 | | (1) 消火器用箱発錆 2 箱 | (1)H29.7月修理済 |
|--------------|-----|--|----------------|
| 大山行政サービスセンター | 12 | (2) 誘導灯バッテリー不足 | (2)H29 年度修理済 |
| | | (3) 消火器取替、煙感知器作動不良 | (3)H30.2月取替済 |
| 八尾行政サー | 9 | (1) 高架水槽の鍵がない | (1) H30 年度修済 |
| ドスセンター | 9 | (2) 受水槽マンホールパッキンの劣化 | (2) H29 年度修繕済 |
| | 12 | ・消火器格納箱腐食 | H29 年度修繕済 |
| | 3 | ・融雪利用による地下水の採取量の規制基準超過 | 節水を徹底する |
| 婦中行政サー | | (1) 蓄電池設備バッテリー液低下 | (1) H29 年度補充済 |
| ビスセンター | 12 | (2) 誘導灯バッテリー不良2台 | (2) H30.2月補充済 |
| | | (3) 消火器不備1本 | (3) H30.2月購入済 |
| 細入中核型地 | (7) | ・始動用バッテリー触媒栓指定交換時期超過 | H30.3月交換済(5個) |
| 区センター | | - 外動用パンケケー 加殊性相足又換時期起題 | 1150.3万久换值(3個) |

② マネジメント研修について (平成29年度)

平成 20 年度から各部局に環境マネジメントシステムに関する資料を配布し、研修の実施及びその報告を義務付けており、平成 29 年度も全部局を対象に実施しました。

今後も各職員への環境マネジメントシステムに関する情報を共有できるよう実践します。

③ 環境監査について

(1)環境監査実施内容(平成29年度)

| 監査対象部局等 | 財務部(管財課)、福祉保健部(社会福祉課)、市民生活部(大山行政サ |
|----------|-------------------------------------|
| | ービスセンター総務課)、市民生活部 (八尾行政サービスセンター総務 |
| | 課)、環境部(環境保全課)、農林水産部(農業水産課)、都市整備部(交 |
| | 通政策課)、建設部(道路河川管理課)、教育委員会(学校保健課) |
| | 計9部局 |
| 監査対象期間 | 平成 29 年 1 月 1 日 ~ 平成 29 年 12 月 31 日 |
| 監査日程(実地) | 平成30年1月30日(火)、平成30年2月1日(木) |
| 監査チームの | 監査委員長:柴野 嘉寛 |
| 構成・氏名 | 副監査委員長:平垣 伸明 (環境部次長) |
| | 主任環境監査員:柴野 嘉寛、藤井 徹 |
| | 環境監査員:松本 浩明、前川 祐喜子(環境政策課) |
| 監査の重点事項 | ・目標の達成状況、対策の実施状況及びその評価並びに不適合、予防処 |
| | 置の実施状況 |
| | ・法令等の遵守状況 |
| | ・システムの運用管理状況、見直し等の状況 |
| 前回監査結果に | <管財課> |
| 基づく事項 | ・マニフェストの発行と返却状況管理徹底 |
| | ・廃棄物処理契約書への許可書の添付 |
| | ・油漏れ等の緊急事態が想定される地下に保有している灯油タンクの定 |
| | 期的な緊急対応訓練の実施 |

(2) 監査結果の概要

| 判断区分 | 指摘事項 |
|-------|------------------------------------|
| 要改善事項 | 要改善事項なし |
| | |
| 指導事項 | 3所属に対して指導事項があった。 |
| | ・産業廃棄物保管場所を示す表示板について、法に定める規格を満たして |
| | いなかったもの (2所属) |
| | ・フロン排出抑制法に基づく簡易点検について、実施はしているもののチ |
| | ェックリストに基づく記録簿を作成していなかったもの(2所属) |
| | ・産業廃棄物マニフェスト交付等報告書に関する事務手続きについて、改 |
| | 善すべき事項があったもの(1所属) |
| 良 | 5所属7項目に対して「良」と判断された。 |
| | ・水銀含有廃棄物の表示・保管を適切に実施していたもの(2所属) |
| | ・監視モニターの研修への活用、職場の整理整頓に関するもの(各1所属) |
| | ・環境に関する政策遂行に関するもの(1所属・2項目) |
| | ・マニフェスト、産廃に係る契約書に関するもの(1所属) |
| 優 | 5所属6項目に対して「優」と判断された。 |
| | ・法律を順守するために、インターネット等で詳細な内容について情報収 |
| | 集し、逐次チェックしていたもの(1所属) |
| | ・環境政策課作成の研修資料は、新採者や臨時職員には難しい部分がある |
| | ため、所属の業務に関連したことや、一般的な事例をアレンジして研修し |
| | ていたもの (1所属) |
| | ・幼少期から環境・交通について学ぶ『のりもの語り教育』を事業として |
| | 行っているもの(1所属) |
| | ・バスの利用が少ない地域について、調査分析等を行い、個別訪問で利用 |
| | 方法等を提案しているもの(1所属) |
| | ・国庫交付金を活用して、農業従事者との連携を図り環境保全型農業振興 |
| | に努めているもの(1所属) |
| | ・所属業務の実施経験を活かして、職員が組織としてだけではなく、ボラ |
| | ンティアとしても環境活動を行っているもの (1所属) |

(3) 推奨事項

- ・環境マネジメントシステム等の目的・内容を理解し、所属業務に関連した環境活動を見出すためにも、エコオフィス活動の実施だけではなく、基本的なことから職員研修を行うことを推奨するもの(4所属)
- ・「分別」を通じてごみ問題を考えるためにも、職員へ「分別」意識を徹底するよう推奨するもの(1 所属)
- ・「緊急時対応マニュアル」に、発行日、作成者を記載することで、マニュアルの履歴や責任の所在等を明らかにすること、及び訓練の実施を推奨するもの(1 所属)

(4)総合監査所見

| 管理項目 | 所見内容 |
|----------|------------------------------------|
| 環境基本計画に | ・今年度監査対象所属に、環境基本計画に係る環境目標を持つ所属は4 |
| 係る活動 | 所属で、おおむね目標を達成している。一部若干目標を下回っている所 |
| | 属があるが、創意工夫して実効を上げていることは評価される。 |
| 温室効果ガス削減 | ・エコオフィス活動は定着しているが、評価の基準が自己評価のみで、 |
| 活動 | 採点に苦慮しているところがうかがわれる。活動を開始してから10年 |
| | 余を経過し、5点満点の採点では、ほとんど満点に近く、全項目5を付 |
| | けることもできないので、1~2項目4点の評価にしている所属も見受 |
| | けられた。「第3期富山市地球温暖化防止実行計画」も中盤に差し掛かり、 |
| | 平成32年に目標達成を実現するためのさらなる実効性ある方策の検 |
| | 討、実行が必要である。 |
| 法規制等の | ・環境部局が各所属に対して「環境関連法規等」を示しているが、法令 |
| 遵守状況 | 順守には細部まで適切に内容を把握する必要があるとして、独自に調査 |
| | している所属がある一方、「フロン排出抑制法」や「廃棄物処理法」とい |
| | った近年重視されている法律の基本的な部分で実施していない所属が見 |
| | 受けられた。全所属が法令遵守の原則を再認識する必要がある。 |
| 環境マネジメント | ・所属や職員の中には、「エコオフィス活動」を「環境マネジメントシス |
| システムの | テムの運用」とする誤った理解や認識がなされているような状況が見受 |
| 普及状況 | けられた。何が原因かを見極め、達成感のある活動を見出すとともに、 |
| | 基本的な研修を実施する必要がある。 |

(5)提案事項

| 提案事項 | 内容 |
|----------|-----------------------------------|
| 国際的にも環境先 | ・環境問題についての認識を新たにすること |
| 進都市として評価 | 富山市は、2017年~2026年を対象とした「第2期富山市環境 |
| されるにふさわし | 基本計画」を策定した。この計画は、「SDGs」の考え方を踏まえて策 |
| い職員の育成 | 定されており、この考え方を広く市民に周知するにあたり、まずは市職 |
| | 員自らが「第2期富山市環境基本計画」の考え方を正しく理解し、実践 |
| | する必要があると考える。 |
| | また、「第3期富山市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)」が近い |
| | 時期に見直されることもあり、富山市役所の取組が市民や事業者の模範 |
| | となるべく、市職員が、現在の「環境」についての認識を改め、「第2期 |
| | 富山市環境基本計画」にふさわしい知識を身につけるための研修の率先 |
| | 的な実施やテキストの作成を提案する。 |
| コンプライアンス | ・所属に係る法令等についての認識 |
| | 庁内の法令管理所属や、環境関連法規を掌握している所属が示す法令 |
| | 等では、各所属が法令順守の活動を行うには、不十分なところがないと |
| | は言えない。各所属が、コンプライアンスを全うするためには、自ら詳 |
| | 細を知ることが求められる。すでに、法令順守のために、法律の詳細に |

ついて情報収集している所属があるが、全庁的な活動として実施することを提案する。

・業者委託等について

事業内容の見直し、職員定数の削減等に伴い、民間業者等に業務委託する事業が増えてきている。効率的な事業遂行のためには必要なことであるが、業務委託すればそれで終わりでは、行政の責任を果たしたとは言えない。分別を通じてゴミ問題を考えるためにも職員がより一層分別意識を高める必要がある。

また、富山市全体の温室効果ガス削減を図る観点からも、指定管理者への関与について省エネ対策等の検討することを提案する。

エコオフィスの評 価手法を検討する

・エコオフィスの活動を始めて10年余が経過した。成果が見えない中でも、活動をさらに発展させて取組むなど満足できる結果を残している。しかし、エコオフィス活動の評価手法もそろそろ見直す時期に来ていると思われる。低い点数で自己評価した項目から次の課題を求めることも可能であり、この評価手法が問題ではない。現在の評価手法は、自己評価が特徴であり、これが長所であり短所ともなっている。そこで、所属の目標ごとに、所属職員が全員で評価する手法を検討されることを提案する。

富山市環境報告書 第2部 平成30年度版 平成30年10月

編集·発行 富山市環境部環境政策課

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL: 076-443-2053 FAX: 076-443-2122

e-mail:kankyousei-01@city.toyama.lg.jp